

「統合型リゾート（IR）に関する基本的な考え方」 改訂に向けた検討について

I. これまでの経緯とIR制度の内容

○はじめに

○国および地域の動向

○IR制度の内容

- ・ IR推進法について
- ・ IR整備法・施行令について
- ・ IR区域の整備のための基本的な方針について
- ・ 認定審査の基準について
- ・ IR開業までのプロセスについて

〔改訂の経緯〕

- 統合型リゾート（IR）は、民間投資や観光消費の拡大など、本道の発展に寄与する可能性が期待されるプロジェクトである一方、道民理解の促進や、ギャンブル等依存症をはじめとする社会的影響への対策などといった課題があるところ。
- こうした認識のもと、道では、令和元年度に「IRに関する基本的な考え方」を策定し、苫小牧市植苗地区を優先候補地とし検討を進めてきたが、令和元年11月、候補地における環境への適切な配慮を限られた期間で行うことは不可能と判断し、IR区域整備計画の申請の見送りと併せて、誘致への挑戦に向け取組を進めていくこととした。
- 道では、観光を取り巻く情勢の変化や、今後の国の動向なども注視しながら、北海道らしいIRコンセプトの構築に向け、中長期的な視点に立って検討を進めてきたが、令和5年度に、国による初めての区域整備計画の認定が行われたほか、コロナ禍からのインバウンドの回復や、国際会議の開催数の増加など、IRを取り巻く環境は大きく変化してきている。
- こうした情勢変化を踏まえ、令和7年8月に道内市町村に対し、「IRに係る意向調査」を実施し、新たな観光客の誘致や経済効果などへの期待のほか、大規模施設の継続的な事業運営やオーバーツーリズム、ギャンブル等依存症への懸念などの幅広い意見をいただいた。
- 道としては、これらを踏まえ、北海道らしいIRコンセプトの構築に向け、令和元年度に策定した「統合型リゾート（IR）に関する基本的な考え方」を改訂することとした。

年度	月	国	北海道・道内市町村	都府県等
2015 (H27) 以前		<ul style="list-style-type: none"> 2011 (H23) I R議連→I R推進法(案)の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 2013 (H25) 釧路市、小樽市、苫小牧市→誘致表明 2014 (H26) 留寿都村→誘致表明 2015 (H27) 小樽市→誘致取り下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 2011 (H23) ~ 国の動向等を踏まえた検討
2016 (H28)	12	<ul style="list-style-type: none"> I R推進法 成立 (I Rの定義、I Rの整備推進) 		
2018 (H30)	5		<ul style="list-style-type: none"> 「新たなインバウンド誘致企画調査報告書」公表 →I R整備法の成立を見据え、来道外国人観光客等受入基盤実態調査、社会的影響現況調査、需要予測調査といったI Rに係る各種調査を実施 	
	6		<ul style="list-style-type: none"> 「苫小牧国際リゾート構想」策定 	
	7	<ul style="list-style-type: none"> I R整備法 成立 (I Rで整備すべき施設、カジノ規制) ギャンブル等依存症対策基本法 成立 	<ul style="list-style-type: none"> 「I Rに関する有識者懇談会」設置 	
	3	<ul style="list-style-type: none"> I R整備法施行令 閣議決定 (I Rの各施設の基準を規定) 		

国および地域の主な動向②

年度	月	国	北海道・道内市町村	都府県等
2019 (H31) (R1)	4	・ギャンブル等依存症対策推進基本計画決定	・「IRに関する基本的な考え方」策定・公表 (優先候補地を苫小牧市が妥当と結論)	
	9	・IR整備法に基づく基本方針(案)の公表(計画認定の評価基準を明記) ・地方の意向確認調査実施	・IRに関するアンケート・地域説明会 ・グループインタビュー調査実施(9月~10月)	
	11	・計画認定申請期間を決定・公表 〔申請受付期間: 2021年1月~7月〕	・認定申請見送り表明(第4回定例道議会) 〔→候補地において、環境への適切な配慮を限られた期間で行うことは不可能と判断。 →来るべき時期に向けIR誘致への挑戦の取り組みを進めていく。〕	・大阪府・市 →事業者公募開始
	12			
2020 (R2)	11		・「北海道苫小牧国際リゾート構想・IR誘致に向けた取組状況」公表	
	12	・基本方針等の策定 ・計画申請期間の変更 〔申請受付期間: 2021年10月~2022年4月〕		
	1			・和歌山県、長崎県、横浜市→実施方針策定、事業者公募開始
	3		・認定申請見送り表明(第1回定例道議会) 〔→感染症の影響によるIR事業者の経営状況や社会経済情勢等を踏まえると、国が決定した期限では、十分な検討期間が確保されない。〕 ・北海道ギャンブル等依存症対策推進計画策定	・大阪府・市 →実施方針策定

年度	月	国	北海道・道内市町村	都府県等
2021 (R3)	7			・和歌山県→事業者決定
	8			・横浜市長選挙 ・長崎県→事業者決定
	9			・横浜市→I R誘致撤回 ・大阪府・市→事業者決定
	2		・「北海道苫小牧国際リゾート構想・I R誘致に向けた取組状況」公表	・大阪府・市→整備計画策定
	3	・ギャンブル等依存症対策推進基本計画変更を決定		・長崎県→整備計画策定 ・長崎県議会→整備計画を議決 ・大阪府議会→整備計画を議決
2022 (R4)	4			・和歌山県→整備計画策定 ・和歌山県議会→区域整備計画を否決 ・大阪府・市、長崎県 →区域整備計画を申請
	3		・第2期 北海道ギャンブル等依存症対策推進計画策定	

年度	月	国	北海道・道内市町村	都府県等
2023 (R5)	4	・大阪府・市の計画を認定		
	12	・長崎の計画を不認定 ※資金調達の確実性、IR事業者の適切かつ継続性の実施の面で、要求基準に不適合		
2024 (R6)	3	・ギャンブル等依存症対策推進基本計画変更を決定		
2025 (R7)	4			・大阪IRの着工
	8		・IRに係る市町村意向調査	
	9		・「IRに関する基本的な考え方」の改訂を表明	
	3		・第3期 北海道ギャンブル等依存症対策推進計画策定（予定）	

※特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律：平成28年(2016年)12月公布

目的

- 特定複合観光施設区域の整備の推進が、**観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであること**に鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とする。

定義

- 「特定複合観光施設」とは、**カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設**が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営。

基本理念

- 地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元される**ことを基本。

基本方針

- 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等
(I R >地域の特性を生かしつつ真に国際競争力の高い魅力ある観光地の形成の中核としての機能を備えたもの)、
- 観光産業等の国際競争力の強化及び地域経済の振興、
(I R整備 >我が国の観光産業等の国際競争力の強化及び就業機会の増大その他の地域における経済の活性化を図る)、
- 地方公共団体の構想の尊重
- カジノ施設関係者に対する規制、カジノ施設の設置及び運営に関する規制。

カジノ管理委員会

- カジノ管理委員会は、内閣府に外局として置かれ、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行う。

納付金・入場料

- 国及び地方公共団体は、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を、カジノ施設の入場者から入場料を徴収することができる。

推進本部

- 特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に推進本部を置く。

1. I R区域制度

- 特定複合観光施設は、**カジノ施設**と下記「2」に掲げる施設であって、**民間事業者により一体として設置・運営**されるもの。
- 都道府県または政令市による民間事業者との区域整備計画の共同作成・認定申請、国土交通大臣による区域整備計画の認定やI R事業者の監督等、所要の制度を規定。
- 認定申請**に当たり、**都道府県**はその**議会の議決及び立地市町村の同意**、**政令市**はその議会の議決を要件化。
- 認定区域整備**計画数の上限は3**とする。
- 事業者に対し、カジノ収益の活用に当たって、国土交通大臣による毎年度の評価結果に基づき、I R事業の事業内容の向上、認定都道府県等が実施する施策への協力に充てるよう努めることを義務付け（**納付金の義務づけ**）。

2. I Rの構成施設及び規模要件

○1号施設、2号施設

国際的な規模の展示会、見本市その他の催しの開催の円滑化に資する**展示施設**、その他の催しを開催するための施設国際会議の誘致を促進し、及びその開催の円滑化に資する**国際会議場施設**

【規模要件】 会議場・示場等の割合 → ① 1千人～3千人：12万㎡、② 2千人～6千人：6万㎡、③ 6千人以上：2万㎡

○3号施設

我が国の伝統、文化、芸術等を生かした公演その他の活動を行うことにより、我が国の**観光の魅力の増進に資する施設**

○4号施設

我が国における各地域の観光の魅力に関する情報を提供し、併せて各地域への観光旅行に必要な運送、宿泊その他のサービスの手配を一元的に行うことにより、**国内における観光旅行の促進に資する施設**

○5号施設

利用者の需要の高度化及び多様化に対応した**宿泊施設**であって、政令で定める基準に適合するもの

【規模要件】 全客室の床面積の合計が概ね10万㎡以上であること

客室最小面積、スイートルーム最小面積、スイートルームの割合が国内外の実情を踏まえ適切であること

○6号施設

前各号に掲げるもののほか、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設

3. カジノに関する事項

○事業者等

- I R事業者は、**カジノ管理委員会の免許（有効期間3年・更新可）**を受けたときは カジノ事業を行うことができる。
この場合、カジノ行為については刑法第185条（賭博）及び第186条（常習賭博及び賭博場開張等凶利）は適用しない。
- その他のカジノ事業関係者（主要株等、カジノ施設供用事業者、施設土地権利者、カジノ関連機器メーカー等）についても、免許・許可・認可制とする
- **カジノ施設は1カ所に限定し、I R内のカジノが占める床面積は、I R施設の総床面積の3%を上限とする**

○カジノ規制

- カジノ事業者に対し、**本人・家族申告による利用制限、相談窓口の設置、内部管理体制の整備**など、依存症防止措置を講ずることを義務づけ
- **日本人等の入場回数を連続する7日間で3回、連続する28日間で10回に制限。**
本人・入場回数の確認手段として、マイナンバーカード及びその公的個人認証を義務付け。
- **20歳未満の者、暴力団員等、入場料等未払者、入場回数制限超過者**については、カジノ施設への**入場等を禁止**。カジノ事業者に対しても、これらの者を入場させてはならないことを義務付け。

○入場者・入場料・納付金等

- **日本人の入場者**に対し、**入場料・認定都道府県等入場料**として、**6千円 / 回（国：3千円、都道府県：3千円）**を賦課
- カジノ事業者に対し、国庫納付金（①カジノ行為粗収益（GGR）の15%及び②カジノ管理委員会経費負担額）、**認定都道府県等納付金（GGRの15%）**の納付を義務付け
- 政府及び認定都道府県等は、**納付金の額に相当する金額を、観光の振興**に関する施策、**地域経済の振興**に関する施策その他の法の目的等を達成するための施策並びに**社会福祉の増進及び文化芸術の振興**に関する施策に必要な経費に充てるものとする。

○カジノ管理委員会

- 内閣府の外局としてカジノ管理委員会を設置
委員長及び4名の委員は両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命
- カジノ事業者等に対する監査、報告の徴収及び立入検査、公務所等への照会、調査の委託、監督処分等について規定

第1 I R整備の意義・目標

◆意義

- 国際的なMICEビジネスを展開するとともに、長期滞在に対応した訪日外国人旅行を促進し、来訪客に国内各地を訪れて頂くことにより、「国際競争力の高い魅力ある滞在型観光」を実現。
- I R整備に当たっては、①I R区域・施設に係る安全や健康・衛生の確保、②カジノ事業収益の公益還元、③都道府県等によるギャンブル等依存症対策の充実、④I R事業者等との接触ルールの策定、I R事業者のコンプライアンスの確保が極めて重要な前提条件。

◆目標

- 我が国におけるMICE開催件数の増加。
- 2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献。
- 訪日外国人旅行者の国内各地の観光地への訪問の増加。

第2 I R整備の推進

- I R整備の推進に当たっては、I R事業の公益性や、地域における十分な合意形成を確保。

第3 I R事業・I R事業者

- I Rの各施設が、I R整備法や政令で定める基準に適合していること。

第4 区域整備計画の認定

- 収賄等の不正行為を防止し、公正性・透明性の確保を徹底して、I R整備を推進する。
- I R推進本部、国土交通省、カジノ管理委員会は、それぞれの役割等を踏まえ、I R事業者等との接触ルートを策定する。都道府県等においても同様に接触ルールを定め、公募・選定に係る公正性・透明性を確保。
- 都道府県等は、実施方針を作成し、公正性・透明性を確保して、民間事業者を公募・選定。
- 都道府県等は、政令で定める期間内に国土交通大臣に対して区域整備計画の認定を申請。
- 国土交通大臣は、認定の審査を公平・公正に行うため、有識者による審査委員会を設置。
- 認定審査の基準

第5 その他

- インバウンド促進やギャンブル等依存症対策など、関係施策と連携して施策を推進。

第6 カジノ施設の有害影響排除

- 関係者が密接に連携して、犯罪発生の予防、青少年の健全育成、依存防止のための施策及び措置を確実に実施するとともに、I R事業者及び都道府県等において、依存防止のために万全の対策を講じ、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく取組を一層強力に推進。

【前提】「要求基準」に適合した整備計画について「評価基準」で審査

要求基準

認定を受ける前提として、必ず適合しなければならない19基準

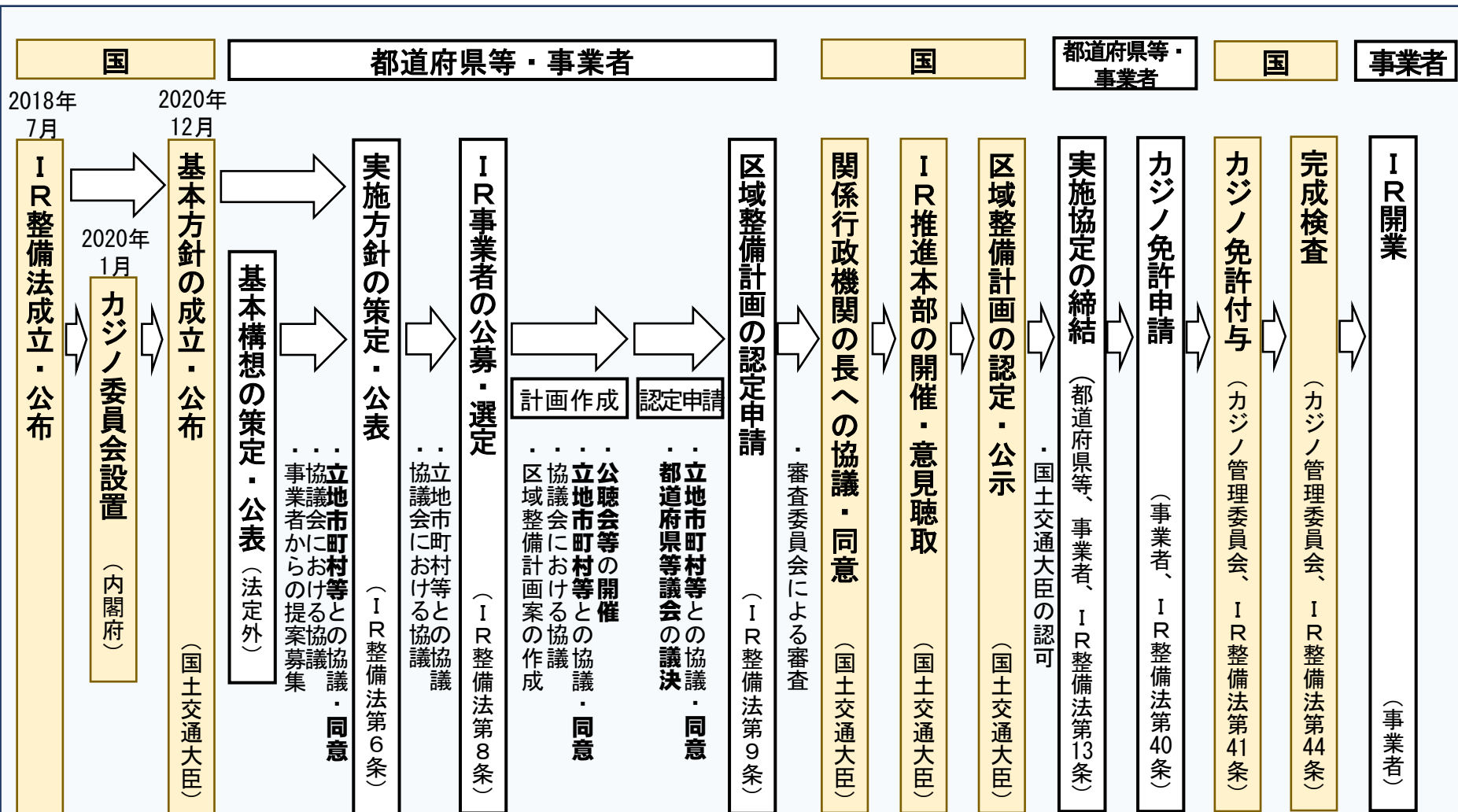
基本方針への適合	<ul style="list-style-type: none"> 【1】 1～5号施設に関する政令要件への適合 【2】 カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計 【3】 I R区域の一体的な管理 【4】 I R施設を確実に設置できる根拠（I R区域の土地の権原や、資金調達の見込み等）についての妥当性 【5】 公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定 【6】 地域における合意形成の手続 【7】 I R事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組 【8】 I R事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会勢力の排除 【9】 審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと
I R区域が整備される地域	<ul style="list-style-type: none"> 【10】 I R区域と国内外の主要都市との交通の利便性
事業基本計画	<ul style="list-style-type: none"> 【11】 カジノ事業の収益がI R事業への活用されることにより、I R事業が一の事業者により一体的かつ継続的に行われること 【12】 設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携 【13】 I R事業者が会社法に規定する会社であること、I R事業の専業 【14】 I R事業者によるI R施設の所有 【15】 I R事業者が、カジノ事業に伴う有害な影響の排除を行うための措置を適切に実施すること
I R区域の整備の推進に関する施策及び措置の適切な実施	<ul style="list-style-type: none"> 【16】 カジノ事業収益を活用した、I R事業の内容の向上、自治体施策への協力、及び収支計画、資金計画との整合性 【17】 認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の用途
カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除	<ul style="list-style-type: none"> 【18】 I R区域の整備による経済的社会的効果及び効果の根拠 【19】 都道府県等が、都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携し、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うとともに、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組が適切に実施されること

評価基準

優れた計画を認定するための25基準

		配点	
(1) 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現	I R区域全体	【1】コンセプトが明確で優れていること	30
		【2】建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること	30
		【3】これまでにないスケールを持つこと	10
		【4】ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること	30
	M I C E施設	【5】M I C Eビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと	20
		【6】重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと	50
		【7】M I C Eのターゲットが明確で、誘致等に必要な体制及びノウハウを備えていること	50
	魅力増進施設	【8】日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信するとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	50
	送客施設	【9】各地の観光魅力を伝えるショーケース機能や、旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を十分に果たすとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	50
	宿泊施設	【10】客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有していること	20
		【11】レストランなどの飲食サービス等が優れていること	10
		【12】事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	30
	その他施設	【13】コンテンツ等が国際競争力と高いクオリティを有し、幅広い人々が楽しめることとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること	30
カジノ施設	【14】I R全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること	20	
I R区域が整備される地域、関連する施策等	【15】国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること	5	
	【16】交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること	15	
(2) 経済的社会的効果	【17】M I C E件数や観光客の増加が大きく見込まれること	50	
	【18】来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が見込まれること	50	
	【19】2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献が見込まれること	50	
(3) I R事業運営の能力・体制	【20】I R事業者等が業務遂行能力を有し、適切な役割分担であること	50	
	【21】財務面からみて安定的で、業績が下振れした場合でも長期的に事業を継続できること	50	
	【22】防災・減災や、安全の確保、感染症対策等の取組が適切に講じられること	50	
	【23】地域との良好な関係構築があること	50	
(4) カジノ事業収益の活用	【24】カジノ事業収益を十分活用して、I R事業内容の向上や都道府県等への協力を行うこと	50	
(5) カジノ施設の有害影響排除等	【25】カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること	150	
合 計		1000	

※600点以上が認定の条件



・協議会：都道府県等の長、立地市町村等の長、公安委員会で組織。(I R 整備法14条)

※設置は必須ではない。協議会を設置しない場合は、個別に同意を得る。

・立地市町村等の同意：立地市町村の同意は、条例でその議会の議決事項とすることも可能。(I R 整備法第6条第5項)